

iPS細胞 基本特許の5年延長：決定の概要と事業者・研究者への影響

特許満了日が5年間延長され「2031年12月6日」へ

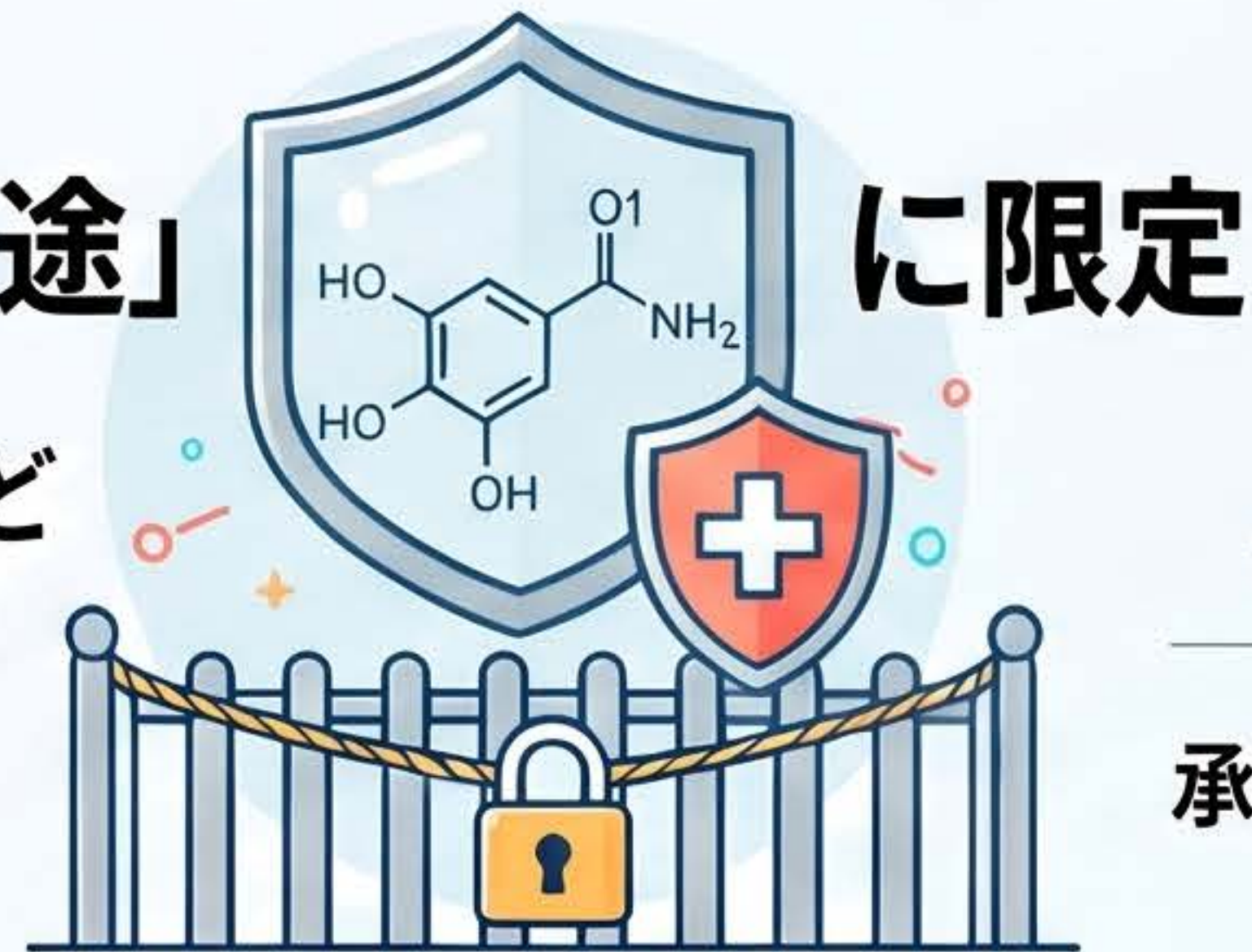
再生医療等製品2製品の製造販売承認に伴い、延長登録出願の査定がなされた。



権利の効力は

「承認された製品・用途」

研究用細胞や他疾患向けなど
全請求項が一律に2031年ま
で拘束されるわけではない。



企業
承認使用

特許延長の基礎となった2つの承認製品の概要



アムシェプリ

住友ファーマ

iPS細胞由来ドパミン神経前駆細胞
(パーキンソン病治療)



リハート

クオリプス

iPS細胞由来心筋細胞シート
(虚血性心筋症による重症心不全治療)



新規参入企業：2026年満了前提の
計画見直しとFTO調査が必要

製品・用途・製法ごとの権利照合と
周辺特許の確認が不可欠となる。



研究機関：非営利・非商用研究の
無償利用方針は維持

大学等の非商用研究は無償だが、
企業との共同研究などは
個別確認を要する。

